

船 井 電 機 株 式 会 社

家電リサイクル料金の改定について

船井電機株式会社は、特定家庭用機器再商品化法（以下、家電リサイクル法）に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関する料金（以下、リサイクル料金）のうち、当社製のエアコンのリサイクル料金について本年 4 月 1 日より改定いたします。

1. 料金改定の内容（1 台あたり）

品 目	改定料金	現行料金
エアコン	900円（税抜） 972円（税込）	1,300円（税抜） 1,404円（税込）

2. 改定日 平成 2 8 年(2016年) 4 月 1 日

3. 改定料金の適用について

(1) 新料金は、以下のいずれかに該当するものに適用いたします。

①家電リサイクル券（管理票）の交付年月日（お客様からの引取日）が平成28年3月31日以前の日付以外のものであり、かつ指定引取場所への引渡日が平成28年4月1日以降のもの。

②家電リサイクル券（管理票）の交付年月日（お客様からの引取日）が平成28年3月31日以前の日付であり、かつ指定引取場所への引渡日が平成28年5月1日以降のもの。

(2) この料金は、1台当たりであり、全国同一の料金です。

(3) この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

4. 料金改定の背景

当社は、2001年4月に施行された家電リサイクル法に基づき、一般家庭等より排出された対象家電製品について、有用な部分および材料をリサイクルして廃棄物を減少させるとともに資源の有効利用を進めてまいりました。

上記の家電リサイクル対象品目については、リサイクルプラントにおける処理の合理化・効率化等によって費用の削減が進みましたこと、加えてお客様にご負担いただくリサイクル料金の引き下げが廃家電製品の適正排出促進に繋がるとの認識から、リサイクル料金の改定を決定いたしました。

以 上